資料２

仙台市市民センターの施設理念と運営方針〔改定 最終案〕

令和７年〇月改定
仙台市教育委員会
生涯学習支援センター

はじめに

「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」は、平成 20 年に仙台市公民館運営審議会からの答申を基に本市市民センター事業の基本的指針として策定された。おおむね 5 年ごとに見直しを行うこととしており、平成 26 年の第 1 回改定では、区中央市民センターの区役所移管や生涯学習支援センターの機能強化等の内容を整理するとともに、東日本大震災の経験を反映している。令和元年の第 2 回改定においては、拠点館機能の明確化やＳＤＧｓ(※１)の概念を盛り込むなどの見直しを行ったところである。

第 2 回改定以降の本市の動きとしては、令和 3 年 4 月に、まちづくり全体の指針である「仙台市基本計画」、並びに本市教育の理念と方針を定める「仙台市教育構想 2021」が策定され、市民センターにおいては、これらを踏まえた事業の企画・実施等に取り組んでいる。また令和 7 年 3 月には、誰もが安心して暮らし、自分らしく活躍できるまちの実現に向け「仙台市ダイバーシティ推進指針」が策定された。なおこの間、約 3 年半にわたり新型コロナウイルス感染症が流行して市民生活に様々な制約や変化が生じ、市民センター事業にも大きく影響した。

仙台市公民館運営審議会においては、「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」の第 3 次見直しに向けて、令和 6 年 1 月より審議が行われてきた。

審議にあたっては、留意点として、住民の主体的な参加や世代を超えた学び合いに関する点、人材育成や多様な主体との連携・協働を推進する点、震災の経験やコロナ禍からの回復に関する点、の 3 点を設定した。そのうえで、地区市民センター等からの報告や事業視察をもとに、本市における市民センターを基盤とした生涯学習の現状を調査するとともに、ウェルビーイング(※２)の向上やアフターコロナのつながりづくり、デジタル対応など国の方向性も踏まえながら、見直しのあり方について議論が行われた。

令和７年７月には、「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」の第三次見直しのあり方について提言がまとめられ、多様な世代の住民が気軽に利用でき、地域活動への参画を後押しする市民センターの役割や、仙台の特長として震災の経験を継承していく必要性など、様々な意見をいただいた。また、市民センター事業においては学習支援、地域づくり支援、人材育成、連携協働が密接不可分であることについてもご指摘いただいた。

上記の提言を受け、あわせてこの間の社会情勢および教育環境の変化を踏まえて、「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」を改定するものである。

※１　ＳＤＧｓ：2030 年に向けて世界が合意した 17 の持続可能な開発目標。
本方針には 3 目標を表記。

※２　ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。一人ひとりの多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもある。

仙台市市民センターの施設理念

市民センターとは、次の３つの機能が相互に関連し一体となって運営される社会教育施設である。

１　市民の学びのプロセスに沿った学習支援のための諸機能を有し、全世代にわたって多様な市民一人ひとりの学びを総合的に支援する､市民との協働による市民本位の生涯学習の支援拠点としての機能

２　こどもから高齢者までのあらゆる市民が集い交流し、多様な市民による様々な活動が主体的に行われる、市民のための市民が主役の交流拠点としての機能

３　学びを通して地域の人と人とをつなぎ、住みよいまちづくりにつながる人づくりを行う地域づくりの拠点としての機能

仙台市市民センター事業の運営方針

１．市民センター事業の目的

１）市民センター全体の事業目的

市民センターは、地域の市民ニーズに応じた多様な事業を実施することにより、市民一人ひとりの主体的な生涯学習活動が充実し、活動をきっかけとして仲間が集い交流が生まれ、相互の交流を通して住みよい地域づくりにつながる自治活動が活発になるなど、学びを循環させて、地域社会の活性化とウェルビーイングの向上に寄与する“人づくり”を目指す。

【重点方針】

・全ての市民センター事業は、この目的に向かって計画性を持って実施する。

・実際の事業の企画・実施にあたり、職員は「きっかけ」「仕掛け」「働きかけ」といった社会教育的関わりを常に意識し、市民の主体的な「学び」を支え、市民と協働して事業に取り組む。

・職員はこのような目的が達成されているかどうかを自己点検・評価するとともに、参加者の意見や市民・地域住民による評価を受け、事業の改善に絶えず努める。

・東日本大震災の経験と復興を踏まえるとともに、地域課題の解決や共生社会の多様な担い手の育成に向けた取組の強化を図る。

２）拠点館事業の主要な目的

拠点館事業の主要な目的は、本市における、あらゆる市民のライフステージごとの学習ニーズに対応した、多様な生涯学習事業の計画的かつ体系的な推進である。さらには、指定管理者制度の下で事業を受注している地区館（地区市民センター）に対して、市拠点館（生涯学習支援センター）はその果たすべき業務の目的・目標を設定するとともに、区拠点館（区中央市民センター）は定期的に事業を評価し必

要な助言を行うなど、発注者としての地区館事業へのマネジメントを行い社会教育施設としての質の確保を図ることである。

【重点方針】

・拠点館は、体系化された事業計画と社会教育の専門性を持って、市民センター事業全体の質を維持し高めるものとする。
・拠点館職員は常に専門性の維持・向上に努め、現代的課題や地域課題を踏まえた調査研究事業の充実と地区館支援のための環境整備に重点的に取り組むものとする。

３）地区館事業の主要な目的

地区館事業の主要な目的は、地域を基盤とし、地域づくりにつながる人づくりを行うことであり、市民一人ひとりが「出会い・ふれあい・学びあう」ことでつながり、さらには市民自ら地域課題に向き合い住みよいまちづくりに協働して取り組むことができるように支援することである。

【重点方針】

・地区館は地域づくりの拠点機能を果たすことを重点目標とし、幅広い層の市民が参画しやすい工夫を行い、開かれた運営を目指すとともに、地域の多様な人や団体、活動をつなぐコーディネーターの役割を担うものとする。
・地域の連帯感を高め豊かな地域社会を創るために、地域における市民の主体的で多様な生涯学習活動を支援し、質・量ともに充実するものとする。

２　市民センターの役割

１）　市拠点館（生涯学習支援センター）の基本的な役割

⑴ 市民センターにおける生涯学習事業体系の策定と行動計画の立案、及び全市にわたる生涯学習事業の推進

本市における生涯学習に関わる機関・団体との役割分担を踏まえ、学校教育や関係局・区役所とも連携しながら、市民センターが担うべき生涯学習事業体系を策定し、事業目標を定めた行動計画にしたがって本市の生涯学習事業を着実に推進する。併せて、人材育成にかかる事業を中心とした生涯学習事業を総合的・体系的に実施する。

⑵ 生涯学習推進のための専門性の向上

少子高齢化・国際化・情報化、男女共同参画、社会的包摂、多様性配慮などの現代的な課題、ＳＤＧｓや本市が抱える諸課題への先進的な取組、及び市民のライフステージごとの多様な学習ニーズの把握と効果的なプログラムづくり等の調査・研究を推進するとともに、その成果を地区館等へ還元する。

また、東日本大震災を機に生じた地域社会のあり方、大規模自然災害の備え、エネルギー問題等の社会的課題や社会からの要請に対応する取組についての調査・研究を推進する。

(3) 市民一人ひとりのニーズに対応した生涯学習支援体制の充実

〔学習活動のネットワーク化とリーダー等の養成〕

市民相互の学習活動やそのネットワーク化を支援するとともに、学習リーダーや学習ボランティアを養成し、その活動を推進する。

〔生涯学習に関する関係機関等との連携・協力の推進〕

生涯学習について、小学校、中学校、高等学校、大学等、市民活動団体等関係機関・団体との連携・協力を推進する。

〔生涯学習情報の計画的体系的な収集と提供〕

計画的で体系的な生涯学習情報の収集と提供を行い、多様な属性の市民に情報が届けられるよう、デジタル技術の活用を含めた効果的な発信を進めながら、生涯学習相談事業の充実を図る。

(4) 指定管理者制度下での指定管理業務のマネジメントの推進

市民センターの指定管理業務を統括する立場から、地区館業務の目的とそのための事業の目標及びその要求水準の考え方を明確にし、地区館ごとに事業を評価できる体制を構築する。

(5) 職員の育成

〔職員研修の体系化と専門研修の充実〕

初任者・中堅者・館長などに対する経験や役割に応じた体系的な研修や、社会教育を担当する職員としての専門性を高める研修の充実を図る。

〔職員への助言及び支援体制づくり〕

事業が具体的な目標のもとに計画的に推進できるよう、事業を担当する職員への専門的な助言や支援のための体制づくりに努める。

２） 区拠点館（区中央市民センター）の基本的な役割

(1) 区内の生涯学習事業の推進

〔区内の生涯学習事業の推進と地域リーダーの発掘・育成〕

地域の諸団体や学校等、区役所関係課、区内地区館などとの連携を図り地域課題に取り組むことで、区内の生涯学習事業を推進するとともに、区内の地域リーダーの発掘・育成に努める。

〔区内の市民の学習・グループ活動への支援〕

区内の生涯学習活動を幅広く支援するため、生涯学習情報の収集と提供及び相談事業を充実させるとともに、活動する市民・団体等のグループ化やネットワーク化への支援に努める。

(2) 区内地区館事業への支援

〔関係諸団体との連携の推進〕

地域団体、ＮＰＯ・ボランティア団体等の民間諸団体や、区役所関係課等の行政機関、小学校、中学校、高等学校、大学等の教育機関との連携によって地区館事業が活発に展開されるよう、地区館を積極的に支援する。

特に、社会教育主事の配置を生かして、地域課題の把握とその対応等に向け、学校や区役所関係課と地区館とが連携して取り組み、こどもの参画や市民協働

による地域づくりが推進されるよう支援する。

〔家庭及び地域での教育力向上、ジュニアリーダーの育成支援〕

地域での子育て支援やこどもが育つ環境づくりのために、地域団体、民間諸団体、区役所関係課等、学校等、嘱託社会教育主事研究協議会支部等と連携し、地区館において、家庭及び地域社会の教育力の向上に資する取組とジュニアリーダーの育成支援が十分に行われるようともに取り組む。

〔地区館職員の育成〕

定期的な連絡会の開催や、区内地区館が連携して進める事業の支援など、地区館職員の育成が図られ、かつ効果的な事業が推進されるよう働きかけを行う。

(3) 指定管理者制度下での区内地区館業務のマネジメントの推進

地区館業務の目的、各事業の目標及び要求水準をもとに、それぞれの地域ニーズを地区館職員と共有し、より効果的な事業の実施に向けた助言等を行うとともに、事業の結果について的確な評価を行うことで、地区館事業の質・量の充実が図られるよう支援に努める。

３） 地区館（地区市民センター）の基本的な役割

【取組指針】

社会教育施設としての地区館に求められる下記の機能は、相互に関連を持ちながら総合的に発揮されなければならない。それにより、これまで市民センターに関心のなかった人々が、地区館事業に様々な形で関わることができ、地区館が多くの市民の参画を得ながら地域づくりの拠点として活発に機能することになる。

地区館の職員は、区拠点館の支援を受けつつ、地域に積極的に出向きながら、これらの機能が総合的に発揮されるよう「きっかけ」をつくり、「仕掛け」「働きかけ」を行う。また、地域住民や地域の諸団体等のつなぎ役としての機能を果たし、協働して事業を展開するとともに、人材育成やネットワーク構築に継続的に取り組むものとする。

(1) 地域住民本位の生涯学習拠点機能

〔学習ニーズ・地域課題を踏まえた特色ある事業の実施〕

住民の学びや活動への意欲を喚起し主体的な参加を促進するためには、ニーズの把握が重要である。地域住民を対象にしたアンケート調査や事業運営懇話会、日々の地域情報の収集などを通して学習ニーズと地域課題を掘り起こし、地域住民の思いを言葉や形にして特色ある事業を実施する。

〔事業の魅力づくりと参加しやすい条件づくり〕

事業の企画にあたっては「学びを通じての人と人とのつながり」を基本方針とし、地域住民が楽しく参加したくなるような工夫（魅力づくり）に努めるとともに、障害の有無や多文化共生の観点などにも留意し、多様な市民が参加しやすい条件となるよう配慮する。あわせて新しいデジタル技術の活用も積極的に進める。

〔市民参画の推進と市民の活動の育成支援〕

市民の主体的な学びの活動が地域で多様かつ継続的に展開できるよう、市民参画による事業を積極的に推進するとともに、地域を基盤としたサークル活動

や市民活動、ボランティアやジュニアリーダーの育成支援に取り組む。

(2) 地域の交流・拠点機能

〔地域住民の交流の場、こどもたちの交流の場の確保〕

多様な地域住民が気軽に集い、楽しく交流のできる場と機会を設ける。

特に、地域の中で次代を担うこどもたちを見守り育んでいくための子育て支援と青少年の交流の場、地域住民と児童生徒との交流の場の確保に配慮する。

〔様々な地域ネットワークの拠点機能〕

地域にある様々な団体、ＮＰＯ、ボランティア等が共通の地域課題のもとに集まれるネットワークの拠点としてプラットフォーム機能を発揮できるよう努める。

(3) 地域のコミュニティづくり機能

〔コミュニティ意識の醸成〕

地域住民と協働し、地域の歴史・自然・行事などの地域資源を活かした地域文化の継承と創造の事業に継続的に取り組むとともに、地域の魅力と課題の発見を通して、多くの地域住民が地域と関わることができるよう積極的に働きかけ、地域住民のコミュニティ意識の醸成を図る。

〔地域活動を担う人材の育成〕

地域課題を踏まえ、地域の諸団体や学校等と連携しながら、地域での多様な活動を担う人材の育成に努める。この場合において青少年を含め幅広い世代の人材育成にも配慮しながら取り組む。

〔地区館事業に市民が主体的に関わる仕組みづくり〕

地域に根差した地区館事業を市民と協働で推進するために、地域住民が地区館事業に主体的に関わる仕組み（地域住民による地区館ごとの運営協議会等）を創り活かす。

(4) 地域のコーディネート機能

〔地域にある機関・団体等のネットワーク化の支援〕

町内会・ＰＴＡ・商店街等の地域団体、ＮＰＯ等の民間諸団体、学校等の教育機関や区役所等の行政機関等と連携し、地域住民とともに地域課題に取り組むためのネットワークが構築されるよう支援する。市民センターが持つ情報や人脈を有効に活用しつつ、自らも地域に出向くなどして積極的に認知度向上に努め、さらなる連携を促進する。

〔地域と行政機関との仲介・調整〕

“地域の声”を施策や事業につなげるために、地域の諸団体等と行政機関等との仲介及び調整の窓口機能を担う。

(5) 地域の情報ステーション機能

〔地域の資源等の保管と公開〕

歴史、文化、自然、祭礼行事、施設、人材、活動といった、市民センターに集まってくる幅広い地域情報を多様な媒体に整理・保管し、住民が必要に応じて閲覧し活用できる仕組みを整える。

〔生涯学習情報・地域情報の収集と提供〕

紙媒体のほか、ＳＮＳなどデジタル技術も活用して発信力を高め、市民センターに関わる旬の情報や好事例を紹介する。地域内の学校や社会教育施設、区役所などの行政機関からのお知らせや催し情報のほか、地域団体や各種サークル、ＮＰＯなどからの活動情報、募集情報などを随時収集・整理し、適時、地域住民に提供する。

仙台市市民センターの施設管理の運営方針

１）市民サービスの向上

(1) 利用者の立場に立ったサービスを行う。
(2) 利用者の安全安心の確保に積極的に取り組む。
(3) 利用者のプライバシーを保護するよう十分配慮する。

２）市民交流スペースの確保とオープンスペースの活用

市民の誰もが気軽に立ち寄り、交流のできる場と機能を確保する。

地区館のオープンスペース等に関しては、地域住民にとって魅力ある場となるよう、地域住民の意向を十分に踏まえた各館独自のルール及び運営体制を設けるなど、その利用を促進する。

３）地域住民等との顔の見える関係づくり

地区館は、地域づくりの拠点としての機能を踏まえ、施設管理における日常の様々な場面において、地域住民や地域団体等との顔の見える関係をつくり、信頼され、信頼に応える運営を行う。

震災を踏まえた市民センターの役割と取組

平成 23 年の東日本大震災により大きな被害を受け、建替えを余儀なくされた市民センターがあった一方で、地域住民の避難所となった市民センターも数多くあった。市民センターは、住民に身近な施設として住民の安全を守る役割などを担ったところである。

現在、地域においては、平時から地域団体や住民等が連携しながら、地域における防災体制を構築するなどの安全・安心な地域づくりが求められていることから、防災・減災に関する知識を深め、意識の向上を図るとともに、地域課題の解決や地域づくりの担い手の育成に向けた取組の強化を図ることが重要となっている。

各市民センターを拠点に、震災を踏まえた様々な活動が展開されていることは、仙台らしい取組であり、大きな特長である。徐々に震災の記憶が薄れつつあること、震災後に生まれたこどもたちや転入者も増えていることなどから、次世代への継承がますます重要となっており、今後も地域に根差した取組の継続が求められる。

１）災害時における役割

現行の仙台市地域防災計画において、市民センターは、必要に応じて開設される補助避難所に、高砂市民センターは指定避難所に位置づけられており、食料、飲料水等の物資が備蓄されている。

災害時において避難所となる市民センターは、地域防災計画等に基づき、住民等の安全を守るとともに、多様な視点に立ち、求められる配慮を適切に行いながら、避難所の運営に協力し支える役割を担うこととなる。住民に身近で信頼される施設として、災害対応力の向上に努め、災害時における役割を十分に果たしていくものとする。

２）地域の防災体制づくりへの支援

市民センターは、これまで培ってきた小学校、中学校、高等学校、大学及び地域団体等とのネットワークを活かしながら、地域のコミュニティづくり機能やコーディネート機能等を十分に発揮し、防災訓練等も含め、地域の防災体制づくりに資する取組を行うとともに、地域主体の復興まちづくりにおいても、市民センターとしての役割を果たしていくものとする。

３）震災を踏まえた講座等の実施

地域の生涯学習の拠点として、地域の防災・減災に資する講座等を積極的に開催するとともに、震災の経験や教訓、地域の歴史や文化等を広く発信していく。この場合において、知識やスキルの習得、身近な地域の災害についての学びのほか、多世代交流や多文化理解など様々な観点から企画を工夫し、次世代への継承、担い手の育成に向け重点的に取り組むものとする。

（付記）

「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」は、改定から５年間を目途に見直しを行う。